

「汚泥肥料等中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1893 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 ～ 5 （略） 別添 1 ～ 3 （略） 4 帳簿の管理 （1）原料汚泥等の管理 汚泥肥料等の生産業者が原料汚泥等を引き受けたときは、当該生産業者は、次に掲げる事項について記載した帳簿を作成し、2 年間保存すること。ただし、当該生産業者は、当該帳簿の作成に代えて、原料帳簿（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号）第25条の2 第1 項第1 号ハからリまでに掲げる事項を記載した帳簿をいう。）に、次の②、③及び⑥に掲げる事項を併せて記載する方法により作成することができる。 なお、原料汚泥等の排出事業者にあつては、原料汚泥等の引渡しに際して産業廃棄物管理票（マニフェスト）等に放射性セシウム濃度を記載すること。 ① （略） ② <u>引き受けた原料汚泥等の用途</u> ③ 引受けの年月日 ④ 引受けの相手方事業者の名称、住所及び電話番号 ⑤ 引受けの数量	1 ～ 5 （略） 別添 1 ～ 3 （略） 4 帳簿の管理 （1）原料汚泥等の管理 原料汚泥等の排出事業者及び汚泥肥料等の生産業者は、原料汚泥等の引渡し及び引受けをしたときは、それぞれ原料汚泥等について次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、2 年間保存すること。ただし、<u>汚泥肥料等の生産業者においては</u>、当該帳簿の作成に代えて、原料帳簿（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号）第25条の2 第1 項第1 号ハからリまでに掲げる事項を記載した帳簿をいう。）に、次の②、③及び⑥に掲げる事項を併せて記載する方法により作成することができる。 なお、原料汚泥等の排出事業者にあつては、原料汚泥等の引渡しに際して産業廃棄物管理票（マニフェスト）等に放射性セシウム濃度を記載すること。 ① （略） ② <u>引渡し又は引受けされた原料汚泥等の用途</u> ③ <u>引渡し又は引受けの年月日</u> ④ <u>引渡し又は引受けの相手方事業者の名称、住所及び電話番号</u> ⑤ <u>引渡し又は引受けの数量</u>

⑥ <u>引き受けた原料汚泥等の放射性セシウム濃度</u> (2) (略) (削る)	⑥ <u>引渡し又は引受けのあった原料汚泥等の放射性セシウム濃度</u> (2) (略) <u>5 地方農政局への報告</u> <u>原料汚泥等の排出事業者にあつては、4の(1)により作成した帳簿の写しを月別にとりまとめ、翌月の10日までに、その所在地を管轄する地方農政局宛て提出すること。</u> <u>地方農政局消費・安全部長は、当該報告の内容について月別にとりまとめの上、農林水産省消費・安全局農産安全管理課宛て送付すること。</u>
---	---

附則

この通知は令和6年7月22日から施行する。